

○財務省告示第五十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十二年一月二十八日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年二月八日

財務大臣 菅 直人

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の法律及びそ の条項の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第二百七十一回、第二百七十二回、第二百七十四回、第二百七十五回、第二百七十七回、第二百七十九回、第二百八十四回及び第二百八十五回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十四回、第五十五回、第五十六回、第五十八回、第五十九回、第六十回、第六十一回、第六十四回、第六十五回、第六十六回、第七十一回、第七十三回、第七十六回及び第七十八回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入			

<p>十 十 三 二</p> <p>の 経 利 払 過 込 利 み 子 率</p>	<p>十 十 一</p> <p>発 行 価 格</p>	<p>九</p> <p>振 替 単 位</p>	<p>八</p> <p>最 低 額 面 金</p>	<p>七</p> <p>払 込 金 額</p>	<p>六</p> <p>発 行 額</p>	<p>五</p> <p>募 入 決 定 の 方 法</p>	<p>札 による 発行 利 回 り 格 差 の 小 各 申 込 の ち 利 回 り 額 を 順 次 さ い も の か ら そ の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。 千 九 百 八 十 六 億 円 額 面 金 額 で 二 千 九 百 八 十 六 億 円 三 千 百 二 十 億 八 千 四 百 二 十 八 万 五 万 円</p>
<p>（一）別表のとおり は、募入の決定の通知を受けた者 は、払込金の額に追加の第二算 式により算出された額を第二 十号の規定する。期日に払い込 むものとする。</p>	$\frac{1 + \left(\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \right)^{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}} \times \text{残存年数}}{100}$		<p>す。〇。整数倍の金額によるものと 平成十二年一月二十八日 発行対象国債ごと、金額 百円につき、次の算式により算 出した金額</p>				

（利付） 第十回 （二十年） （庫債） 七十七	（利付） 第十回 （二十年） （庫債） 七十七	（利付） 第十回 （二十年） （庫債） 七十七	（利付） 第十回 （二十年） （庫債） 七十七	（利付） 第十回 （二十年） （庫債） 七十七	名称及び記号
一・六%	一・四%	一・五%	一・四%	一・二%	利率（年）
平成三年二月二十八日	平成十年二月二十七日	平成十年二月二十七日	平成九年二月二十七日	平成六年二月二十七日	償還期限
八千二百六十億円	百七十億円	四十九億円	十六億円	五十億円	（発行額） （額面金額）

（別表）

十五 償還期限
十六 償還金額
十七 入札の基
十八 準とす
十九 各発行の対
二十 象国債の
二十一 利回り支
二十二 元利金の
二十三 払場所
二十四 入札参加
二十五 払込期日

（別表のとおり）
額面金額につき百円
平成十二年一月二十五日付で
日本証券業協会が発表した日付
の単利回りと対象国債の平均値
の利率を参照する。
財務大臣から通知を受けた者

平成十二年一月二十八日

（（利 第二付 六十国 十年庫 一）債 回）券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 回）債 ）券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 九）債 回）券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 八）債 回）券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 六）債 回）券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 五）債 回）券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 四）債 回）券 ）	（（利 五第十 回二年 ）百）庫 八）債 十）券 ）	（（利 四第十 回二年 ）百）庫 八）債 十）券 ）	（（利 九第十 回二年 ）百）庫 七）債 十）券 ）
一 ・ 〇 %	一 ・ 四 %	一 ・ 七 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	一 ・ 七 %	一 ・ 七 %	二 ・ 〇 %
日年平 三成 月三 二十五	十年平 日十成 二三月 十二四	十年平 日十成 二三月 十二四	日年平 九成 月三 二十四	日年平 六成 月三 二十四	一年平 日三成 月三 二十四	十年平 日十成 二三月 十二三	日年平 三成 月二 二十九	十年平 日十成 二二月 二十八	日年平 三成 月二 二十八
三十 億 円	百 七 億 円	二十 億 円	四十 一 億 円	一 億 円	二 億 円	三 億 円	三百 六 億 円	十九 億 円	円三 百 三 十 億

（（利 第二付 七十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 五）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 四）債 回 券 ）
一 ・ 九 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	一 ・ 九 %
日 年 平 六 成 月 三 二 十 七	日 年 平 三 成 月 三 二 十 七	十 年 平 日 十 成 二 三 月 十 六	日 年 平 六 成 月 三 二 十 六	十 年 平 日 十 成 二 三 月 十 五	十 年 平 日 十 成 二 三 月 十 五	日 年 平 九 成 月 三 二 十 五
円 百 五 十 五 億	九 十 二 億 円	九 億 円	円 二 百 十 八 億	二 十 四 億 円	十 九 億 円	五 十 七 億 円